

# UC Hastings シンポジウム報告 Vol.1

**川村 明** (19期) ●Akira Kawamura  
元国際法曹協会会長

**杉山 真一** (44期) ●Shinichi Sugiyama  
平成28年度国際委員会委員長

**牧山 嘉道** (42期) ●Yoshimichi Makiyama  
平成22年度・26年度国際委員会委員長

**片山 達** (39期) ●Tatsu Katayama  
元日本弁護士連合会国際室長

## 1 シンポジウムの意義と今後の展望

**川村** 二弁は、サンフランシスコにある University of California Hastings College of the Law (以下「UC Hastings」という。)との間で友好契約を締結し、留学生の相互派遣や、日米共同シンポを開催しているが、私は、同校において平成28年11月18日に開催された、同校と二弁共催のシンポジウム、「日本弁護士のグローバル化」に招かれてキーノート・スピーチを披露する機会を得た。

二弁の弁護士国際化のためのこの試みは、極めて時宜を得たものである。最近、政府の発表した、いわゆる2017年経済財政の「骨太の方針」にも、新たに日本の司法の国際化や国際仲裁のインフラ整備など、弁護士の国際化が目前の国策として取り上げられている。国際化は、今や弁護士会にとっても避けては通れない課題になったのである。

他方、挫折しつつある日本の法曹養成制度

改革、そこには国際化のような新たな視点が欠落している。弁護士の数を増やしても、その教育のプログラムが昔ながらの裁判教育では、多様な弁護士、特に国境を越えて活躍するグローバル・リーガル・プロフェッションたる弁護士の養成はできない。日本の法曹養成制度は社会のニーズに対してミスマッチなのである。そのミスマッチを自ら埋めようとするのが、この二弁のUC Hastingsとの協力プログラムだと言える。

今回のシンポは盛会だったが、その大半は、中国、台湾、韓国から来た留学生で、日本の学生を見なかった。これが、仮に、英米のロースクールにおけるアジア留学生の趨勢を表しているのだとすれば、今後、彼らがアジア地区の主要なリーガル・マーケットを牛耳ることになり、国際的な法の支配やルール・メイキングにおける日本の影響力は低いままとなるだろう。その危機感が、今年の政府の「骨太の方針」に反映していると言える。

新規分野に進出して自らのキャリア・デベロップメントを図らなければならないポスト法曹養成改革時代の日本の若手弁護士の誰もが海外進出の機会に恵まれているわけではない。そこにおいて、二弁のこの試みは、弁護士会としての国際化支援のモデル事業と言えるのではないだろうか。

## 2 シンポジウムに至る経緯

**杉山** 当会は、平成27年度にUC Hastingsとの間で友好協定を締結し、交換留学制度を開始した。当該制度を開始するに先立ち、同

校と共催で本シンポジウムを開催した。UC Hastingsの宮澤節生教授の企画・発案によるもので、当会と同校の関係を深めるとともに、日本への関心を高める好機ともしたいとのことだった。

当会からは、川村明会員を団長として計7名が参加した。本シンポには講演者等を含めて50名程度が出席し、会場の収容能力一杯となるほどの盛況であった。

本シンポのほか、UC Hastings教授陣との会食、同校LL.M.視察、Google訪問、起業家支援に関する法律問題のセッション開催、北カリフォルニア・ジャパソサエティ第30回年次ガラ出席等の日程をこなした。

### 3 各二弁講演者による講演概要

#### (1) キーノート・スピーチ (川村)

1967年にアメリカ人弁護士らが創設した渉外事務所のアソシエイトとして弁護士人生をスタートして、キャリアのほとんどをその渉外事務所の案件からクロスボーダー案件に対処する能力を身に付け、タイム・ワーナーやアラムコ、マクドナルドといった外国企業の代理人を務める一方、弁護士会の代表として世界貿易機関でのリーガル・サービス貿易交渉に携わるなど、エキサイティングでやり甲斐のある国際弁護士人生を送ってきた。他方、日本の弁護士は今でも法廷弁護士としての教育しか受けていない。そのため、日本の弁護士にはクロスボーダー案件に対応するに十分な能力を得るための特別な訓練、スキル・トランスファーが必要であることを強調したい。

世界金融危機 (GFC) 直後の2010年に、東アジアから初めて、国際法曹協会 (IBA) の会長に選任された私は、法的なエンパワーメントを通じて人々の幸福を確保することを重要視した。先進国と後進国のリーガルパワーの非対称

性がGFCの原因の1つであると指摘したい。そして、法律専門家は、GFCの再発防止および文化の違いを超えた世界経済の持続的発展のために、コモンローのスキルとモラル志向のシビルロー理論のバランスをとることが極めて重要だと考える。

GFCの後、大ローファームはアジア太平洋地域にも勢力を伸ばしている。例えば、中国の法律事務所はアメリカやイギリスの事務所と合併するなどして巨大化している。

私は、アメリカのロースクールが、現在の日本のシステムでは提供できていない、洗練されたグローバル・ローヤリング・スキル習得に役立つものであることを期待している。

#### (2) 日本におけるビジネス・ローヤリングとグローバル化 (牧山)

##### ア 日本における法曹養成制度改革

日本の制度に精通していない参加者もいることから、まず、旧司法試験の下での法曹養成とロースクール導入による法曹養成改革について紹介した。

日本の場合、旧来の法学部と新たなロースクールとが併存していることが、米国の制度との重大な相違の1つであることを指摘した。この点に関して、会場から、予備試験制度に関する質問が出されたことは、日本の制度に対する関心の高さを感じさせるものであった。

##### イ ビジネス・ローヤリングとグローバル化

国際的取引にあっては、弁護士は外国の異なる法制度と外国語に直面すること、国によ



川村会員によるキーノート・スピーチの様相

って実務や法曹倫理が異なることなどから、ロースクールにおいて国際的観点を踏まえた学習の必要性について検討した。

#### ウ コモンローとシビルロー

国際法務においては、コモンローとシビルローの二大法体系の相違を理解することは極めて重要である。そこで、シビルロー国出身者にとっては、米国のようなコモンロー国でコモンローを学ぶことには大きな意味があることを指摘した。二弁とUC Hastingsとの交換留学制度の意義の1つもここにある。

#### エ 創造的なローヤリング

グローバル化や技術の発展に伴い、今後の法律問題を既存のフレームワークのみで解決することは難しいので、弁護士には、実務を通じた法創造が求められる。ここにおいて、ロースクールにおけるビジネス・ローヤリングは益々重要になるものと考えられる。

#### (3) 日本における公益的弁護活動・

##### グローバリゼーションの影響 (杉山)

グローバリゼーションの影響の1つとして司法改革をとりあげ、司法改革後の公益的弁護活動について議論を進めた。

まず、公益的弁護の定義について論じ、最も広い定義に依拠するとともに、当会規則による公益活動の定義にも触れた。

次に、司法改革が公益的弁護に与えたよい影響として、公費による刑事弁護の範囲の拡大、公費刑事弁護に携わる弁護士の増大、法律扶助（法テラス）の予算増大、IT等を利用した少額民事事件の通常事件化などについて、弁護士白書による統計を適宜引用しつつ説明した。

司法改革後の公益的弁護の課題として、弁護士数急増により弁護士間の経済的格差の拡大は否めないことを説明し、拡大する貧富の格差から生じる問題に十分対等できるかどうかは今後の課題であるとした。

また、日本の弁護士の伝統としてのコースローヤリング（社会、制度変革のための弁護活動。公害、薬害等の救済弁護も含む。）についても説明し、これが司法改革後どのように展開していくかは未知数であるとした。

最後に、アメリカのロースクールに対する期待として、少数者や弱者のために少しでも役立ちたいという志を国境を越えて共有する場として、これまで以上の役割を期待すると述べた。

会場からは、コースローヤリングの方法やアメリカの現状についての質疑、トランプ政権下で司法予算削減が危惧されるとの指摘があり、活発な討論がなされた。

#### (4) 日本の弁護士のグローバル化・

##### 弁護士会の役割 (片山)

弁護士のグローバル化のニーズに対応し、弁護士会が果たす役割についてプレゼンテーションを行う機会をいただいた。我が国の弁護士会には、会員を監督する責務が与えられている。国際的法律業務に関し、外国法事務弁護士を特別会員として受け入れている。当会の登録弁護士数は東弁に及ばないが、外国法事務弁護士の登録数は全国最多である。当会の自由で開放的な伝統がこの数字に表れている。

ここ数年、大手法律事務所を中心に、ビジネスローの分野で海外に進出する弁護士が増加している。弁護士会が後押しをしたというよりも、ビジネスのニーズに応じた動きである。他方、公益分野は、途上国の法整備支援に参加した少数の弁護士を除くと、弁護士の関与は限定的であった。人や物が国境を越えるにしたがい、必要となるリーガルサービスの領域は拡大する。そこで、弁護士会は、需要と供給のミスマッチを解消する活動を行っている。例えば、中小企業の海外展開支援、ハーグ条約事件対応弁護士の紹介サービスをはじめている。

弁護士がグローバルな事件に対応するには外国語の能力が不可欠である。当会でもUC Hastingsとの交換プログラムがはじまる。日弁連では従前より若手弁護士の海外留学を支援するプログラムを持っており、その卒業生から人材が育っている。若い当会会員が、日本と違った法体系、文化、言語を学び、世界各国から集まる学生と交流することを期待して、小稿の結びとする。

■